

所得の確定申告のお知らせ

鮫川村役場
総務課税務係

◎所得の確定申告を忘れずに

村では令和5年分所得の確定申告を下記の日程で行います。
令和6年1月1日現在村内に住所を有し、令和5年中に各種収入のあった方、国民健康保険に加入している方、年末調整未済の方などは所得の確定申告をしなければなりません。世帯の生計責任者や申告すべき内容の分かる方が、指定された日に申告されますようお知らせします。

2月15日(木)は還付申告者のみ受付となります。 ※営業・農業の方は受付しません。指定日にお越しください。
なお、消費税のインボイス制度開始に伴い、これまで村で消費税の申告をされていた方は白河税務署にて申告されますよう
お願いいたします。

◎確定申告相談受付日程

申告時間 平日 午前9:00~11:30 午後1:00~4:30

※2月25日(日)は、午前9:00~11:30 午後1:00~4:00

※受付は8:30からとなります。

※午前中混み合う時は、11時30分前でも締め切る場合がありますので、ご理解ください。

申告会場 鮫川村役場 2階 「正庁」

月	日	曜日	行政区	該当地域(指定日)
2	15	木	全地区	還付申告者のみ(給与のみの方や医療費控除等により還付を受ける方) ※営業・農業は受付しません
	16	金	赤坂西野	酒垂新・旧、石神、火打石、軸長、虹ヶ沢、荻ノ沢
	17	土		
	18	日		
	19	月	赤坂西野	切払上・東、名下一・二、茅、茅南、西野団地、本坂、滝、藤平、草牛
	20	火	赤坂西野	仁田、滑石、上、中、西、浅屋敷、前折戸、塩倉一・二
	21	水	西山	戸倉、赤柴、菅田、菅ノ目、水口一・二、大沢
	22	木	西山	落合、大平、追木、折戸、余所内
	23	金		
	24	土		
3	25	日	臨時受付日	指定日に申告できない方(農業・営業収入のある方は、出来るだけ指定日にお越しください。)
	26	月	西山	西野内、宝木、押野、岩野草上・下、大久保
	27	火	青生野	丸谷地、大平、大犬平、江堀、世々麦
	28	水	青生野	姿平、青生野、西谷地
	29	木	富田	前沼、彦次郎一・二、日和田、反田一・二、二反田一・二
	1	金	富田	鯉木田一・二・三、中沢一・二・三
	2	土		
	3	日		
	4	月	渡瀬	江竜田元・上・新、大戸中、下、中山、木之根一・二・三、中野町、上耕地
	5	火	渡瀬	福原一・二、田苗下・田尻一・二、関口一・二・三、越虫
	6	水	赤坂東野・石井草	芦ノ草、滝ノ下、藤ノ草、木戸沢、大竹上・下、戸草上・下、新立、葉貫
	7	木	赤坂東野・石井草	大石草、速ヶ竜前・後、唐露、大根屋敷、中内、大房、槽久保
	8	金	赤坂東野・石井草	官代下・上、石井草、前田
	9	土		
	10	日		
11	月	赤坂東野・石井草	内ヶ竜上・下、広畑一・二・三・四・五	
12	火	赤坂中野	薄ヶ久保、官沢一・二、前田一・二、馬場、鬼越、ひだまり、中野団地	
13	水	赤坂中野	大塩一・二・三、真坂東・上・下、取上、宿ノ入、伏木田	
14	木	赤坂中野	新宿一・二・三・四・五・六・七、道少田一・二・三・四・五	
15	金	予備日	指定日に申告できなかった方	

※2月25日(日)のみ、臨時の休日申告受付を実施します。大変混雑が予想されますので出来るだけ指定日にお越しください。なお、指定日以外に来られる場合は、出来るだけ同じ行政区の指定日にお越しください。指定日以外(他の行政区指定日)に来られた場合は、指定日の行政区の方を優先しますので、予めご了承ください。

村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
お問い合わせ: 鮫川村役場総務課税務係 0247-49-3111

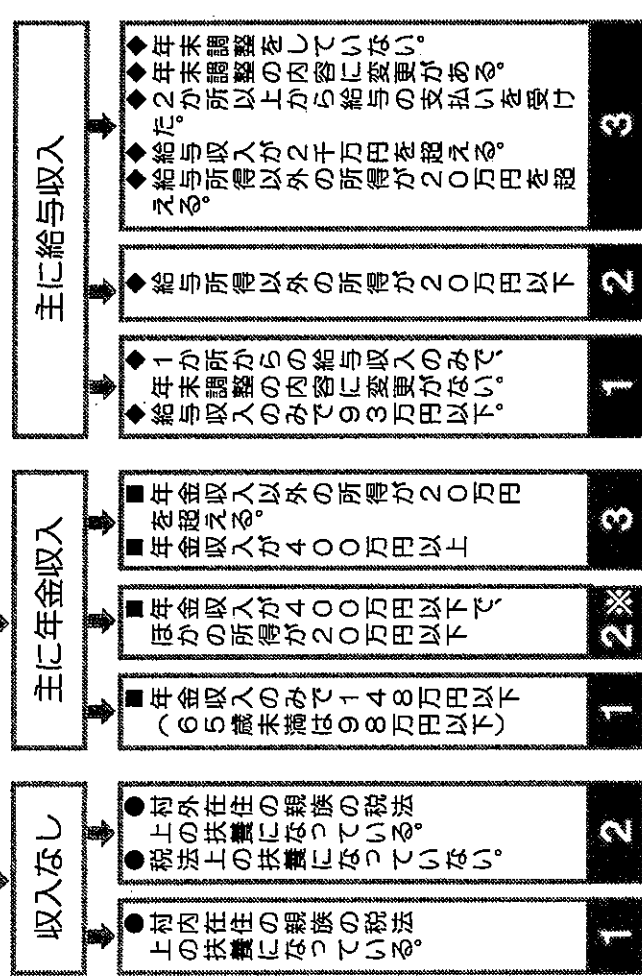


申告が必要な方

↓ フローチャートを参考に確認しましょう。

令和6年1月1日現在、鯉川村内に住民登録がある？
はい → スケジュール
いいえ → 令和6年1月1日現在、住民登録のある(あった)市町村へ確認してください。

令和5年中(1月~12月)にどのような収入がありましたか？



2 非課税収入のみ(遺族年金・障がい年金・失業給付金など)
農業・営業・不動産、山林・雑・一時所得などがある。(青色除く)

※山林の立木を売却(個人、部分林、県行造林など)した方は、山林所得の申告が必要となります。

フローチャートの内容

1	村・県民税(住民税)の申告、所得の確定申告は不要です。
2	村・県民税(住民税)の申告が必要ですが、所得の確定申告は不要です。 ※給与・年金から所得税が引かれ、還付になる場合は、所得の確定申告は不要です。 ※給与・年金収入以外で、20万円以下の所得(不動産、個人年金収入など)がある場合は、村・県民税(住民税)の申告が必要ですが、所得の確定申告は不要です。
3	所得の確定申告が必要です。

注意: このフローチャートは一般的なものとなっております。当てはまらない事例や判断に困る事例など、ご不明な点がございましたら役場総務課へお問い合わせください。

申告に持参するもの

- 共通
 - 個人番号(マイナンバー)の確認できるもの(扶養家族含む)
 - 身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
 - 還付される方本人の口座番号が分かるもの(通帳など)
 - 税務署から送付された確定申告書など一式(該当者のみ)
 - 令和5年分源泉徴収票(給与・年金収入の方)
 - 令和5年中の収入や経費をまとめた帳簿など
 - 肉用牛売却所得の免税措置を受ける方は、「売却証明書」
 - その他、上記以外の収入がある方は支払額の分かるもの
 - 生命保険料等(生命、個人年金、介護医療)、地震保険料の控除証明書
 - 医療費控除の明細書(該当者のみ)
- 控除
 - 障がい者手帳・療育手帳、住民福祉課から送付された「障害者控除対象者認定書」(該当者のみ)
 - 令和5年中に納めた国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等の領収書など
 - 寄付金(各団体への寄付等)の領収書(該当者のみ)

※事業所得(農業・営業)のある方は、事前の領収証等の整理をお願いします。

※立木等の売買がある方は、申告が必要ですので必ずお申出ください。

※医療費控除を受けられる方は、事前に個人、病院(薬局)毎に整理、明細書の作成をお願いいたします。

※医療費領収書の添付(提示)の代わりに、医療費通知書(医療費のお知らせ)が必要となりました。ただし、11・12月分は間に合わないため、領収証を持参してください。

※肉用牛売却所得の免税は所得税、住民税のみ該当し、消費税や国民健康保険料は免税分を含めた総所得金額で課税されます。

※住宅借入金等特別控除(継続)を受けられる方は、借入先金融機関発行の「年末残高証明書」を持参してください。

その他

- ◆ 該当者に配布の「支出関係科目一覧」(農業:黄色・営業:ピンク色)を参考に、領収書や帳簿の集計、「収支内訳書付表」への記入を事前にお願いたします。
- ◆ 任意の様式で管理されている方は、そちらをご持参ください。
- ◆ 経費となる領収書は、科目ごとに輪ゴムやホチキス等でまとめて、必ずご持参ください。
- ◆ 村では、青色申告者の申告書は預かりのみとなります。申告内容のご相談は村商工会(TEL49-2171)にお願いします。
- ◆ 電子申告をされる方は期間内の申告をしてください。
- ◆ 書類不足で申告受付できない場合がありますので、会場へお出かけ前にもう一度書類を確認してください。

◆◆◆ 肉用牛の収入・支出について ◆◆◆

収入につきましては、売却証明書の交付を受ける子牛の売上げの他、成牛(親牛)を販売した場合も必ず計上してください。

支出につきましては、市場ヘルパー、市場への輸送費、削蹄、オガ代などの領収証も確認します。領収証の無い方は取引先(相手方)から申告前までに交付を受け、申告当日に他の領収証等と一緒にご持参ください。

注意!

- ▶ 村に課税情報がないと新年度課税において不都合が生じます。収入がない場合でも(収入が無い等の)申告しましょう。

申告をしないといけない...

- ▶ 翌年度各種証明書(課税・非課税・所得証明など)の交付が出来なくなります。
- ▶ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減判定が受けられません。
- ▶ 介護保険料が正しく算定されません。など

白河税務署での各種申告受付について

- 期間 2月16日(金)から3月15日(金)
(土・日・祭日を除く)
- 時間 午前9時~午後4時
- 会場 白河市中田:市産業プラザ人村育成センター2F
湯澤穂和田のため、会場には「入場整理券」が必要です。
- その他 当日配布分としLINEによる事前配布がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。白河税務署へお問い合わせください。配布状況により後日会場を調整する場合があります。
【国研片LINE公式アカウントを友だち追加】

~ e Tax (電子申告) でも申告が可能です! ~
マイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方は、e-Taxで申告することができます。
会場に行かず自宅で申告ができるため、待ち時間もなく、更には各種感染症の感染防止にもなります。e-Taxでの申告を推進しています。ぜひこの機会にご利用ください。
(「e-Tax」確定申告上で検索)

お問合せ 白河税務署 TEL0248-22-7111(代表)

※音声案内「2」を選択



重

申告相談をされる方へのお願いと注意点

村では別紙「所得の確定申告のお知らせ」のとおり、

2月15日(木)から3月15(金)まで

所得の確定申告相談を受け付けます。

新型コロナウイルスに加え、季節性インフルエンザの流行期でもありますので、昨年に引き続き消毒液を設置いたしますので、感染症予防にご協力いただきますようお願いいたします。

下記内容についてご確認の上、確定申告にお越しく下さい。

□申告者へのお願い

- ①受付に係る時間短縮を図るため、領収証等の**事前集計**にご協力ください。
(事前集計をしていない場合や、領収証等を持参されない場合は**その日の申告をお断りする**場合がございますので、ご了承ください。)
- ②密集を避けるため、**地域指定日の申告**にご協力ください。
(指定日以外(他の行政区指定日)に来られた場合は、**指定日の行政区の方を優先**しますので、予めご了承ください。)
- ③2月15日(木)の受付は**還付申告者のみ**となります。**営業や農業等の事業所得がある方の受付はしません**ので、指定日にお越しください。
(医療費控除・住宅借入金等特別控除・社会保険料控除等を受けることにより、所得税に還付が発生する方のみが対象です。営業・農業等と医療費控除などを併せて申告される方は、指定日にお越しください。)
- ④受付後、自家用車の中で待機する方は、携帯電話の番号を受付時に用紙にご記入ください。

□確定申告で所得税の追加納税があった場合の注意点

- ・所得税の納税には、口座振替納付または現金納付いずれかを選択することができます。

口座振替納付【4/23(火)納期限】

ご指定の口座から引落としとなります。昨年口座振替を利用されている場合は持参していただくものではありませんが、新たに納税となる方は、通帳及び登録印をご持参いただくか、マイナンバーの登録口座を希望する旨をお申し出ください。

現金納付【3/15(金)納期限】

職員がその場で納付書を作成いたします。昨年納税された方で、税務署から納付書が届いている方はご持参ください。